(3)　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
　株式会社湘南建築センター
(4)　住所
　神奈川県平塚市宮の前九番二十八号
(5)　代表者の氏名
　堀田　統
(6)　登録の区分
　住宅の品質確保の促進等に関する法律第七条第二項第一号から第三号に掲げる住宅の種別に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第九条第一号から第三号までに定める区分
(7)　評価の業務を行う事務所の所在地
　神奈川県平塚市宮の前九番二十八号
(8)　法第十三条の評価員の氏名
　鵜殿　雅弘、椿野登志男、大久保秀治、大津　徹
(9)　役員の氏名
　堀田　統、神保　立身、石塚　隆夫、関　和廣、山本　勇治、井上　芳英、細野　光生
(10)　評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名
　鵜殿　雅弘
(11)　評価の業務を行う区域
　神奈川県

○関東地方整備局告示第三百三十四号

建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成十一年建設省令第十三号）第二十二条第三項の規定に基づき、平成十三年関東地方整備局告示第二百五十号の一部を次のように改正する。

平成二十一年十二月二日

関東地方整備局長　菊川　滋

別表の指定番号十三の項を取り消す。

○中部地方整備局告示第百五十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月二日

中部地方整備局長　富田　英治

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二十三号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
名古屋市港区港陽二丁目三一二番から同市港区港陽三丁目一三一四番まで	前	三三・七〇～一〇四・九〇メートル	〇・三八九キロメートル
	後	三三・七〇～一〇五・八五メートル	〇・三八九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

○中国地方整備局告示第九十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月二日から二週間一般の縦覧に供する。

中国地方整備局長　福田　功

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　九号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
鳥取県岩美郡岩美町大字馬場字中河原五二七番一から同町大字白地字上通り一一一四番まで	前	九・六メートル～一四・九〇メートル	〇・一七四キロメートル	
	後	一一・四メートル～一六・一三メートル	〇・一七四キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　九号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
鳥取県西伯郡大山町西坪字吹上四八三番二から米子市淀江町今津字岸ノ前一四四番一まで	前	BA 九・〇〇メートル～八四・〇〇メートル	〇・九〇四キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA 二三・〇〇メートル～四八二・〇〇メートル	七・九六七キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局倉吉河川国道事務所

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　九号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
山口県阿武郡阿東町大字篠目字吉原一三六二番三から同町大字篠目字叶松一六二七番五まで	前	一一・五メートル～二三・〇〇メートル	〇・三二一キロメートル	
	後	一四・〇メートル～四四・〇メートル	〇・三二一キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　五十四号及び百八十三号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
広島市安佐北区可部南一丁目一八番三から同市安佐北区大林町字台六二三番一まで	前	BA 八・二五メートル～三四・〇〇メートル	八・七九五キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA 八・六三メートル～三四・〇〇メートル	八・七九五キロメートル	
		一八・四〇メートル～一〇七・〇〇メートル	八・六〇七キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

○中国地方整備局告示第九十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月二日から二週間一般の縦覧に供する。

中国地方整備局長　福田　功

供用開始の区間	図面縦覧場所
路線名　九号　鳥取県岩美郡岩美町大字馬場字中河原五二七番一から同町大字白地字上通り一一一四番まで	中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所
〃　御来屋字西向坂一六四番九まで	中国地方整備局及び同局倉吉河川国道事務所
〃　山口県阿武郡阿東町大字篠目字吉原一三六二番三から同町大字篠目字叶松一六二七番五まで	中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所
広島市安佐北区三入二丁目九八九番二から同市安佐北区三入二丁目七六六番二まで	中国地方整備局及び同局広島国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年十二月二日